

奈良県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成三十年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
あおば薬局大福店	桜井市大字大福二三八 一〇一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年三月三十一日
有限会社奈良保健共同 企画あおば薬局	大和高田市日之出町一 一〇一	居宅介護支援事業、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十九年三月三十一日
有限会社奈良保健共同 企画みどり薬局	北葛城郡河合町大字穴 闇八四一八	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年三月三十一日
オリオンドラッグ薬局	橿原市見瀬町二三五八 一四	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年三月三十一日

導